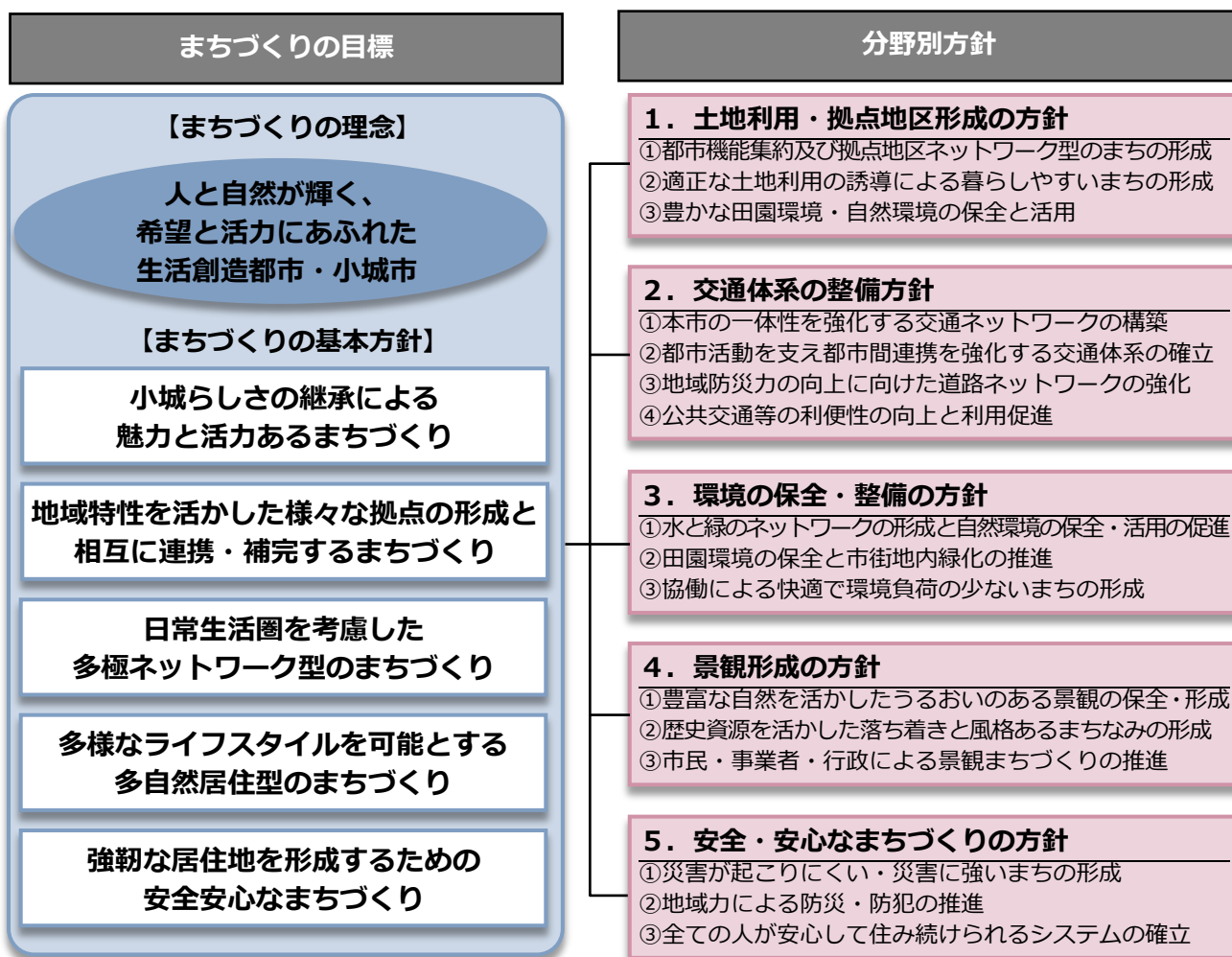


第3章 全体構想：分野別方針

分野別方針は、まちづくりの目標や将来都市構造を実現していくため、本市全域での土地利用・拠点地区形成、交通体系の整備、環境の保全・整備、景観形成、安全・安心なまちづくりといった今後の本市の都市計画の考え方を分野別の方針として示し、都市計画を定める際の総合的な指針として活用されるものです。

本市では、「人と自然が輝く、希望と活力にあふれた生活（暮らし）創造都市・小城市」に対応したまちづくりを実現するため、第2章で示した5つの基本方針を踏まえ、5つの分野について、方針を定めます。



1. 土地利用・拠点地区形成の方針

○土地利用・拠点地区形成の基本方針

本市は、北部に天山山系の山々が連なり、中央部には広大で肥沃な佐賀平野が広がり、南は日本一の干潟を有する有明海に面しています。市街地は、JR小城駅北周辺とJR牛津駅周辺、主要な幹線道路沿道などにまとまって形成されています。

本市の都市計画区域は、2010（平成22）年10月に小城地域、三日月地域、牛津地域及び芦刈地域の4地域を一体の都市として総合的に整備、開発及び保全するため、本市全域を対象として都市計画区域の変更を行っており、都市としての一体性のある都市構造の構築が求められています。

また、我が国では、市街地が拡大する都市化社会の時代から、安定・成熟した都市型社会への移行が進み、さらに人口減少・少子超高齢化の時代を迎えて、集約型都市構造への転換が求められており、本市においても、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの考え方のもと、市街地の拡散防止による集約化と、既成市街地の活性化が課題となっています。

本市全域のバランスの取れた発展と然るべき土地利用の保全を可能とし、拠点地区形成による集約型の都市構造を構築するために、地域特性を活かし、様々な拠点の役割に応じた都市機能の集積を図るとともに、拠点間の相互連携によって機能の補完を行うことで、効率の良い都市構造の構築を視野に入れながら、以下の方針に基づいて、将来都市像の実現を目指します。

土地利用・拠点地区形成の方針

○都市機能集約及び拠点地区ネットワーク型のまちの形成

環境負荷の抑制や効率的な社会資本投資を可能とするために、中心拠点、行政サービス拠点、地域拠点、生活拠点それぞれの特性に応じた都市機能の集積とともに、生活に必要な都市機能がまとまった拠点地区の形成や市街地の拡散防止による集約化を図ります。

また、農林水産業集落地の生活環境の保全と地域コミュニティの活力維持に努めながら、各拠点地区が相互連携・補完する都市機能集約及び拠点地区ネットワーク型のまちの形成を図ります。

○適正な土地利用の誘導による暮らしやすいまちの形成

小城市立地適正化計画に基づく誘導の促進と併せて、用途地域などの指定を検討し、住・商・工の用途の適正な配置による土地利用の誘導を図り、住みやすい住環境や活力ある産業の発展など、暮らしやすいまちの形成を目指します。

○豊かな田園環境・自然環境の保全と活用

本市が有する広大な農地と田園環境、北部の山地・丘陵地、祇園川や晴気川、牛津川などの水と緑、有明海の干潟などの豊かな自然環境は、良好な都市環境を形成する要素であることはもとより、重要な産業基盤でもあることから、これらを保全するとともに、レクリエーションや観光資源としての活用を図ります。

(1) 土地利用類型と配置方針

① 商業・業務地

- 本市の中心的な商業・業務施設が集積しているJR小城駅から小城まちなか市民交流プラザ（ゆめぷらっと小城）周辺にかけての都市計画道路小城駅千葉公園線及び都市計画道路唐津小城線の沿道については、本市の顔としての景観を考慮しつつ、誘導施策を活用した誘導施設の立地を維持し、市民生活を支え、かつ観光と連携した商業・業務地の集積を図ります。
- JR牛津駅周辺の商業・業務施設が集積しているエリアについては、誘導施策を活用した誘導施設の立地を維持し、地域住民の生活を支え、にぎわいのある商業・業務地の活性化を図ります。
- 小城市芦刈地域交流センター（あしぱる）周辺においては、地域住民の生活を支える誘導施設の立地を維持・確保し、身近な生活に必要な一定の商業・業務地の集積を図ります。
- 増加する空き家、空き店舗の空き家バンクへの登録を促進し、適正に活用することで市街地のスポンジ化の進行を抑制するとともに、空き地の登記情報の適正化や権利者の支援などによる未利用地の有効活用を促進します。
- JR小城駅北周辺から三日月地域の小城市役所にかけての国道沿道及びJR牛津駅周辺の市街地にある国道などの沿道については、幹線道路の機能を活かした利便性の高い商業・業務施設の集積によりにぎわいと交流の創出を図ります。
- 有明海沿岸道路の開通に伴い土地利用需要の高まりが予想される芦刈地域においては、インターチェンジの近接性を活かした新たな土地利用を検討します。

② 住宅・サービス施設等共存地

- JR小城駅北側及びJR牛津駅周辺の市街地であって、住宅と店舗、学校、サービス施設などが混在しているエリアについては、中低層住宅の立地環境を保全しつつ、都市機能の誘導を図り、それぞれの施設の共存と機能連携により回遊が可能な利便性の高い市街地形成を図ります。
- 小城市役所周辺については、行政サービス機能と連携した都市機能の集積と併せ、まちなか居住や都市型生活を実現する利便性の高い職住近接住宅地の形成を図ります。
- 小城市芦刈地域交流センター（あしぱる）周辺については、地域の生活を支える利便施設や、交流を促進する施設などの集積を図るとともに、定住人口を維持するための住宅の建設を誘導します。
- その他、主として住宅地として利用されている市街地内の幹線道路沿道であって、積極的に商業・業務機能の立地促進を図る必要はないエリアについては、居住誘導区域への誘導を前提に、中低層住宅とともに沿道型の生活サービス施設の立地共存を図ります。

③ 住宅市街地

- JR小城駅北周辺及びJR牛津駅周辺の市街地に形成されている低層住宅地については、誘導施策を活用し専用住宅を基本とする良好な住環境の維持・保全を図ります。
- JR小城駅南側及びJR牛津駅南側については、公共交通の利便性を活かし、居住誘導区域への誘導を前提に新たな街なか居住を促進するための良好な低層住宅の誘導を図ります。

④産業・研究施設地

- ・既存の牛津工業団地については、工業生産を支える環境を維持するとともに、円滑な流通環境の確保に努めます。
- ・小城蛭の郷ファクトリーパークについては、広域交通の利便性を活かした産業施設地としての機能の維持を図ります。
- ・芦刈インターチェンジ周辺については、広域交通の利便性を活かした新たな産業・研究施設地として産業施設立地の可能性を検討します。
- ・市街地にある大規模な工場については、機能維持と周辺環境との共存、若しくは居住誘導区域外の産業・研究施設地への移転など、住工混在の防止・解消を図ります。

⑤農地・集落共存地

- ・優良な農地については、農業振興地域の取組により、貴重な食料を生産する産業基盤として、また都市の良好な景観を形成する貴重な資源として、保全及び活用を図ります。
- ・安全で質の高い農産物や水産物の生産や流通を、営農者や事業者とともに強化していきます。
- ・農村・漁村の集落地については、生産活動の活性化を支援しつつ、小城市立地適正化計画の適正な運用に基づく立地誘導を推進するとともに、特定用途制限区域の導入など新たな規制・誘導施策を検討し、集落環境の維持・保全にふさわしくない用途の建築物の立地制限を図ります。
- ・幹線道路の沿道周辺などにおいて、住宅などの開発が進行しているエリアについては、特定用途制限区域の導入など無秩序な市街化の拡大を防止する方策を検討します。

⑥山地・丘陵地

- ・市北部に広がる天山山系の山地・丘陵地については、豊かな自然環境を保全するとともに、自然とふれあうレクリエーションゾーンとしての活用を図ります。
- ・市西部にある丘陵地については、身近に接することができる緑として、また都市の風致を形成する緑として保全を図ります。
- ・中山間地において、後継者の不足などにより荒廃化・遊休地化が見られる山林や樹林地などについては、適切な維持管理若しくは自然の山に帰す方策を検討していきます。

(2) 拠点地区形成の方針

①中心拠点

- ・商業・業務活動が最も盛んなJR小城駅周辺の中心市街地を中心拠点到位置づけ、医療・福祉・文化施設などの都市機能の誘導、商業・業務施設などの都市機能の集積を図ります。
- ・中心拠点では、都市機能の集積に加えて、西九州大学と連携しつつ、本市全域の発展を先導する中心拠点づくりを進めます。
- ・地域特性を踏まえた既存商店街の再構築、住環境の向上による定住人口の確保、魅力的なまちなみ形成などによる観光集客力の向上などの活性化を図ります。
- ・今後、佐賀唐津道路小城インターチェンジ（仮称）の設置を見据え、地域の魅力の向上など地域外からも訪れたいくなる拠点整備を進めます。

②行政サービス拠点

- ・三日月地域の小城市役所周辺を全市民に向けた行政サービス拠点に位置づけ、主要道路沿道を中心に文化施設、交流施設などの公共公益施設及び商業機能の適正配置を考えながら機能維持及び充実を図ります。
- ・佐賀唐津道路三日月インターチェンジ（仮称）の設置を見据え、商業施設を維持あるいは中長期的には拠点地区内へ誘導することで、徒歩や公共交通でも利用しやすい環境の整備を進めます。
- ・農業振興策と調和を図りながら、住宅需要への対応を考慮しつつ、開発については計画的な土地利用を検討します。

③地域拠点

- ・JR牛津駅周辺を地域拠点に位置づけ、地域住民の日常生活を支える拠点として、商業施設や文化施設、医療・福祉施設などの都市機能の立地・誘導及び居住の誘導を促進します。
- ・JR牛津駅南については、災害リスクを考慮しつつ、駅へのアクセス性及び利便性を高める取組を進めるとともに、計画的な住宅地開発の誘導などによるまちなか居住の促進を慎重に検討します。

④生活拠点

- ・小城市芦刈地域交流センター（あしぱる）周辺を生活拠点に位置づけ、地区特性にふさわしい施設の立地誘導による拠点形成を図ります。
- ・独特な農村景観など地域の特徴を活かしつつ、自然に囲まれた豊かな居住環境整備や子育て環境の充実により定住人口の増加を促進します。
- ・有明海沿岸道路などを活かした都市部と農漁村地域の交流と連携を推進し、交流人口の増加などを図ります。
- ・住宅や交流施設、商業施設などの生活利便施設などの維持・確保を図り、移住・定住を促進します。

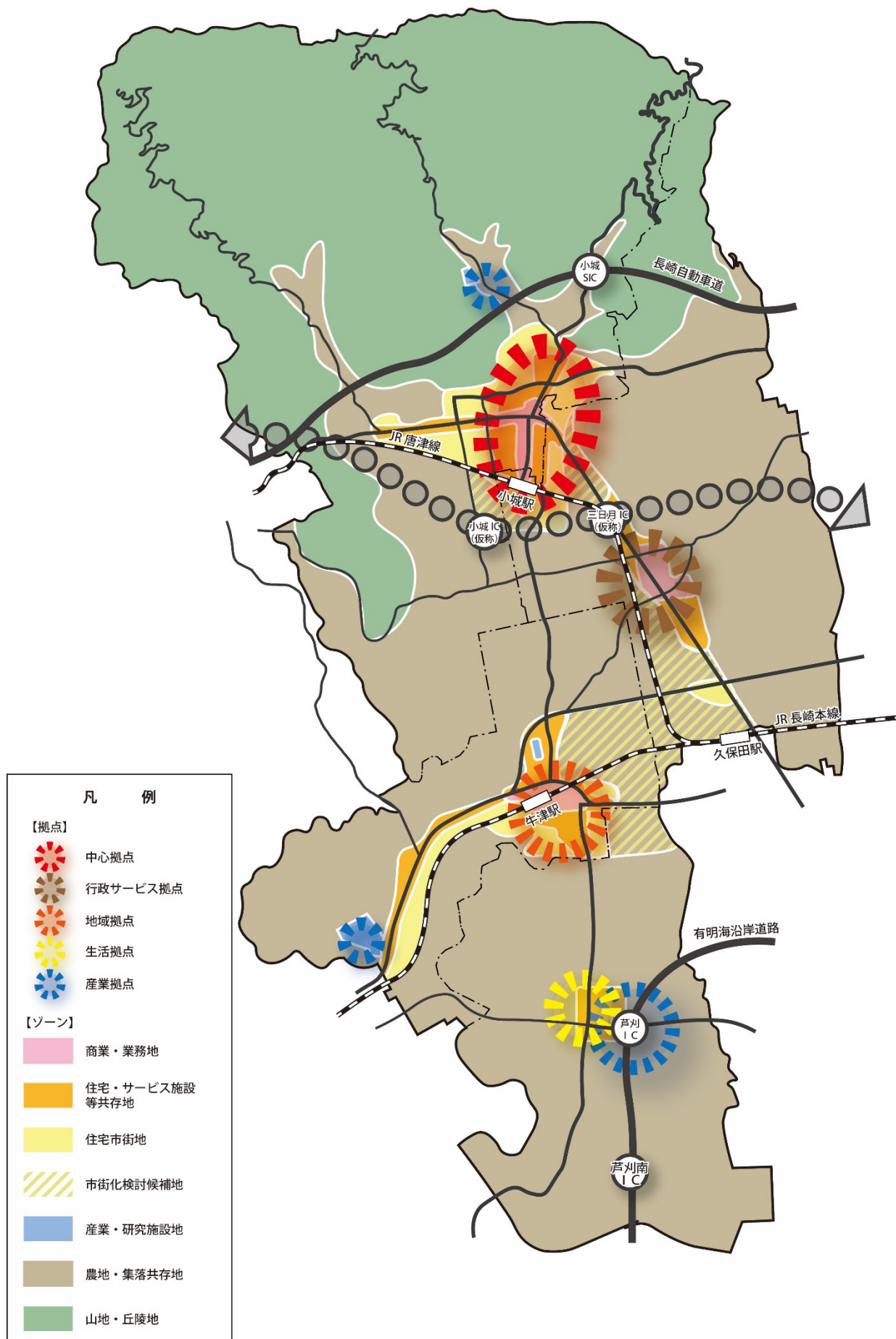
⑤産業拠点

- ・牛津工業団地については、周辺環境に配慮しながら、既存の工業機能を維持するとともに、円滑な流通環境の確保に努めます。
- ・小城蛸の郷ファクトリーパークについては、広域交通の利便性を活かした産業施設地としての機能の維持を図ります。
- ・芦刈インターチェンジ周辺については、広域交通の利便性を活かした新たな産業用地として産業系施設立地の可能性を検討します。

(3) 宅地開発の適正な規制・誘導の方針

- 幹線道路沿道など、無秩序な宅地開発が進行するエリアについては、小城市立地適正化計画の適正な運用や開発許可制度の活用を進めるとともに、用途地域や特定用途制限地域などの地域地区の指定・導入を検討することにより、それぞれの地域にふさわしい開発を誘導します。
- 市街化の検討を図る候補地については、市街化が確実となった段階で市街地への転換を図るため、用途地域や特定用途制限地域などの地域地区の指定・導入を検討することにより、適切な開発を誘導します。
- 農地については、優良な農地の保全に努め、集落については、コミュニティの維持を図るために必要な整備を地域住民とともに推進します。

■土地利用・拠点地区形成方針図



2. 交通体系の整備方針

○交通体系の基本方針

本市の主要幹線道路は、広域的な拠点都市である佐賀市と接続する路線など、東西方向が主要な軸になっていますが、市の中心拠点であるJR小城駅周辺の市街地と、市南部の地域拠点であるJR牛津駅周辺の市街地をつなぐ南北方向の路線が脆弱であるなど、地域間交流や連携を支える交通ネットワークの確立が必要とされています。

また、広域幹線道路である長崎自動車道において平成30年に小城スマートインターチェンジが供用され、他市町から本市へのアクセス性が向上しているとともに、有明海沿岸道路は延伸計画があり、佐賀唐津道路（国道203号バイパス）の整備も進められており、今後更に広域交通の利便性が向上すると期待されることから、生活圏の拡大や交流人口の増加を見据えたまちづくりが重要です。

さらには、本市が長崎自動車道と有明海沿岸道路が最も近接する場所に位置し、佐賀県及び長崎県の日本海側と有明海側との分岐点となる地理的特性を活かした新たな交通網の確立も望めます。

そして、市民の高齢化が更に進むことや、災害の激甚化、環境負荷の少ない日常生活を推進する必要性などから、公共交通の利用促進や安全な歩行者空間の確保、災害に強い道づくりが課題です。

このような課題を踏まえ、円滑な日常生活を支える交通体系を実現するため、限られた財源のなか、既存道路の効率的な維持管理を行うとともに、以下の方針に基づいて交通施設の整備を図ります。

交通体系の整備方針

○本市の一体性を強化する交通ネットワークの構築

一体の都市としての骨格づくりと周辺都市の交通の要衝としての発展を支えることを目指して、市中心部の中心性を高めるとともに、交通渋滞の緩和や幹線道路ネットワークの機能強化により、各拠点地区間の連携を強化し、市内及び市外との交流・連携を支援するための交通ネットワークの構築を図ります。

○都市活動を支え都市間連携を強化する交通体系の確立

本市の産業活動を支え、また日常生活の多くが密接に関係する佐賀市との連携を強化するため、広域幹線道路の整備を促進するとともに、相乗的に整備効果を発揮する総合的な交通体系の確立を図ります。

○地域防災力の向上に向けた道路ネットワークの強化

緊急輸送道路の機能強化や市街地の延焼防止、道路冠水防止など、地域の防災力向上を支援する災害に強い道づくりを推進します。

○公共交通などの利便性の向上と利用促進

移動手段である自家用車への過度な依存から、公共交通を含めた適切な利用形態に移行するため、鉄道やバスの運行ルートの変更や連携を向上するとともに、交通結節拠点などの整備や拠点地区間のネットワークの構築を行い、公共交通施設の利便性向上と利用促進を図ります。

また、市街地や集落地などの生活エリアにおいて、高齢者や児童生徒などの交通弱者や自転車、車椅子などが、より安全に移動することができる道づくりを進めます。

(1) 将来道路網の体系

① 高規格道路網

- 本市と九州県内各地の拠点都市間を連絡し、本市の拠点性を高める道路として、長崎自動車道、有明海沿岸道路、佐賀唐津道路を高規格道路として位置づけ、整備や問題の解消を促進します。

【該当路線】長崎自動車道、有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、その他構想路線

② 広域幹線道路網

- 本市と周辺市町を連絡し、本市の都市構造の主要な骨格を形成する道路を広域幹線道路として位置づけ、整備や問題の解消を促進します。

【該当路線】国道 34 号、国道 203 号、国道 207 号、国道 444 号、主要地方道佐賀外環状線、主要地方道小城牛津線、主要地方道牛津芦刈線

③ 幹線道路網

- 広域幹線道路の機能を補完して拠点間の交通ネットワークを維持・確保し、本市の都市構造の骨格を形成する道路を、幹線道路として位置づけ、整備や問題の解消を促進します。

【該当路線】県道小城富士線、県道杉山小城線、県道天山公園線、県道川上牛津線、県道多久牛津線、県道別府牛津停車場線、その他主な市道

(2) 道路整備の方針

① 高規格道路（自動車専用道路）

- 長崎県や熊本県方面とのアクセスを向上する有明海沿岸道路の整備を促進します。
- 佐賀市及び多久市・唐津市方面との都市間連携を強化する佐賀唐津道路（国道 203 号バイパス）の整備を促進します。
- 長崎自動車道と佐賀唐津道路を結ぶ新たな道路ネットワーク整備について、県や隣接市とともに検証、推進をしていきます。

② 広域幹線道路

- 小城中心拠点と牛津地域拠点の連携を強化するため、主要地方道小城牛津線の整備を促進し、機能強化を図ります。
- 主要地方道小城牛津線の JR 小城駅前の計画区間の整備を促進し、安全な歩行者空間の確保と歴史的な風格、にぎわいのある通りの形成を図ります。
- 小城地域から芦刈地域に至る南北方向軸の形成に向けて、牛津市街地部の通行がスムーズになされる方策を検討します。
- 牛津地域拠点と芦刈拠点間の連携を強化するため、県道牛津芦刈線の整備を促進します。

③幹線道路

- 牛津地域拠点と三日月拠点間の連携を強化し、さらに佐賀市との交流強化を図るため、県道川上牛津線、市道初田・下江良線の整備を促進します。
- 芦刈地域と江北町との連携を強化する県道江北芦刈線の整備を促進します。
- 小城パーキングエリアの小城スマートインターチェンジと本市の中心拠点とのアクセス道路である県道小城富士線の整備を促進します。
- 有明海沿岸道路、佐賀唐津道路（国道 203 号バイパス）のインターチェンジと各拠点地区とのアクセス道路の整備を推進します。
- 小城地域と多久市との連携を強化する県道多久牛津線の整備を促進します。

④その他の道路整備の方針

- 都市計画道路については、国・県・市道の整備計画などと調整を図りながら整備を促進しつつ、長期未着手路線については、財政面や用地確保を考慮し、見直しも含めた検討をしていきます。
- 市街地・集落地などにおいて生活道路の整備が必要な地区については、地元要望などに応じて事業化を検討するとともに、地域住民との協働により安全な道路空間の確保を進めます。
- 道路施設の維持・管理にあたっては、本市で策定している維持管理計画に即し、計画的に維持管理を進めます。
- このほか、道路の整備にあたっては、「小城市道路網整備計画」に基づき、地域住民の理解や協力のもと、財政面を考慮しつつ必要な整備を進めます。

(3) 公共交通施設の整備方針

①鉄道

- JR小城駅について、中心市街地活性化基本計画に基づき整備された小城駅舎、駅前広場などを活用し、まちの玄関口としての環境整備と交通結節機能の強化を図ります。
- JR牛津駅について、駅前広場の整備や駅南北の円滑な移動を確保する手法を鉄道事業者や地元とともに検討し、利便性向上を図ります。
- JR久保田駅の活用を促進するため、駅北側のアクセス性及び利便性を向上するための方策を検討します。
- 九州新幹線西九州ルート of 整備・開通に伴い、騒音などによる沿線の住環境が悪化することがないように、関係機関に十分な対策を働きかけます。

②バス・タクシー

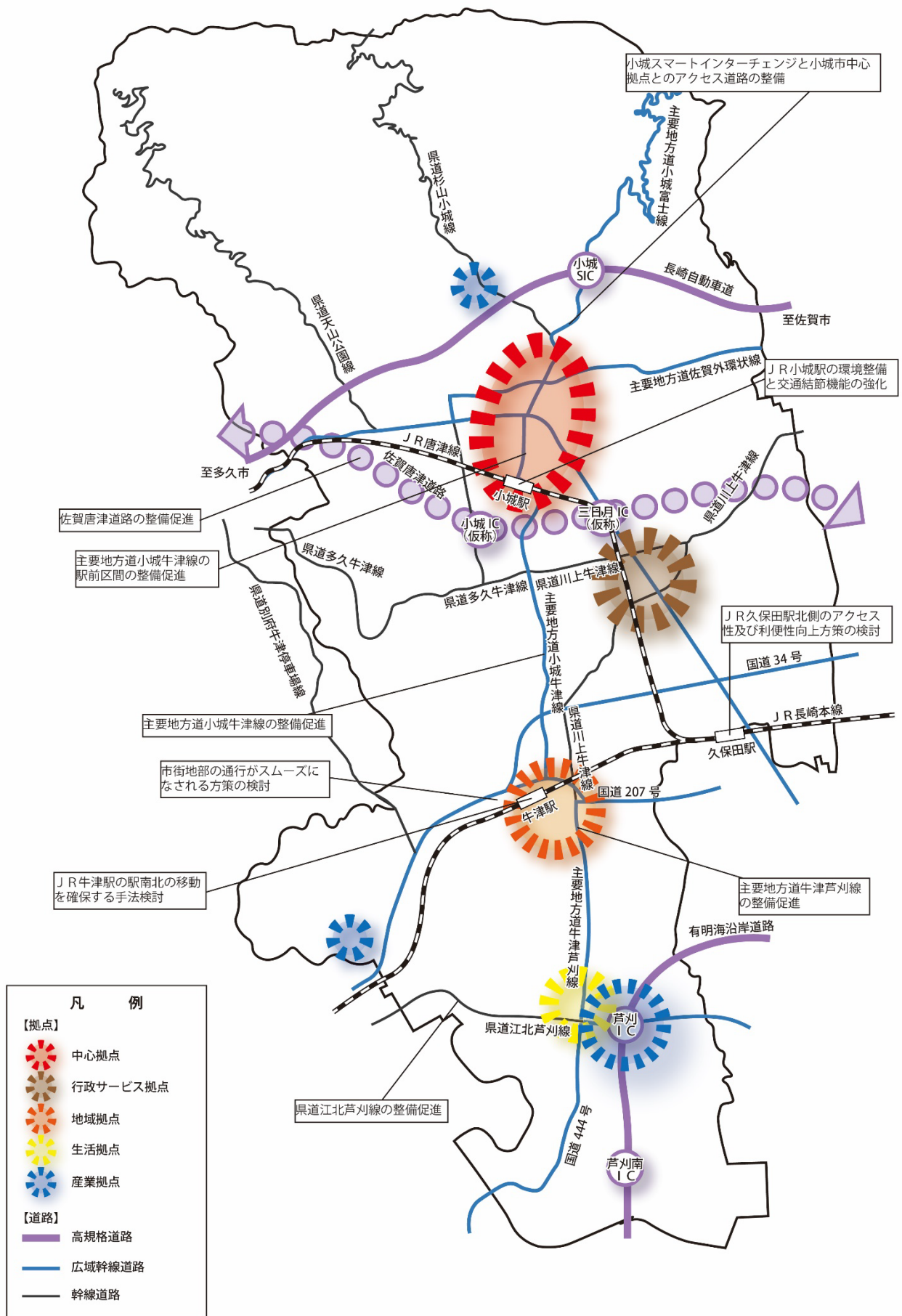
- 路線バスが廃止された区間において、高齢者などの交通弱者の貴重な移動手段を確保するため、「小城市地域公共交通網形成計画」に基づき、廃止路線代替バスやコミュニティバス・乗合タクシーの維持・充実を図ります。
- 高齢者などの交通弱者が日常生活の移動を容易にできるよう、「小城市地域公共交通網形成計画」に基づき、コミュニティバス・乗合タクシーの維持・充実を図ります。
- 路線バスなどについては、便数や定時性の確保や使いやすいバス停留所の整備など、利用促進と利便性の向上を事業者とともに推進します。

-
- ・廃止路線代替バスやコミュニティバス・乗合タクシーの運行方法やルートの見直し、既存交通機関との連携を図り、わかりやすく安心して利用できるネットワーク構築を推進します。

(4) 歩行者・自転車系道路の整備方針

- ・幹線道路などにおける歩道や自転車歩行者道の設置、自転車道との区分、ユニバーサルデザイン化などにより、誰もが安心して通行できる安全な歩行者空間の整備を推進します。
- ・通学路や生活道路などにおいては、歩行者の視点に立った交通安全対策を進めます。
- ・各拠点内の道路では、居心地が良く歩きたくなる空間の形成に向けた歩行者空間の整備に努めます。
- ・自動車、歩行者との間にある交通手段として自転車利用を増進し、自動車への過度な依存を低減するとともに、自転車の活用促進に向けた環境整備を検討します。

■交通体系方針図



3. 環境の保全・整備の方針

○環境の保全・整備の基本方針

本市は、北部に天山山系がそびえ、中央部には肥沃な佐賀平野が広がり、祇園川や晴気川、牛津川などが豊かな田園を潤し、南にはムツゴロウやシオマネキなどが棲む貴重な干潟を有する有明海に面するなど、豊富な自然環境に恵まれた都市です。

一方、温室効果ガスの増加による地球温暖化の進行など、地球レベルでの環境の悪化が現実のものとなりつつある昨今において、行政から個人レベルに至る環境に配慮した取組がますます求められています。

これらの自然や田園環境を守るとともに、誰もが住み続けられる、緑豊かな市街地の形成を図るため、以下の方針に基づいて保全・整備を推進します。

環境の保全・整備の方針

○水と緑のネットワークの形成と自然環境の保全・活用の促進

都市の環境を維持する重要な要素である、天山山系の山々、祇園川や晴気川、牛津江川、牛津川などの河川、有明海の干潟については、積極的に保全を図るとともに、河川敷の緑や有明海の干潟の連続性を活かした水と緑のネットワークの形成を図ります。

また、市民の多様なレクリエーションに corres 応するため、小城公園をはじめとする地区の核となる公園の整備を推進するとともに、山地や河川、干潟などの豊かな自然を活用します。

○田園環境の保全と市街地内緑化の推進

本市を特徴づける広大で優良な農地については、原則的に保全を図ることとします。

また、市街地部については、公園や緑地の整備と維持、街路樹の整備、敷地の緑化の推進など、緑豊かなまちなみ形成を図ります。

○協働による快適で環境負荷の少ないまちの形成

行政・市民・事業者の協働により、事業活動や市民の日常生活などにおける廃棄物の発生抑制やリサイクル活動、緑や水質の保全、自家用車の過度な依存を避けるなど、快適で環境負荷の少ないまちづくりを推進します。

(1) 自然的環境の保全・活用の方針

① 山地の保全・活用

- ・天山から長崎自動車道周辺に至る山地については、貴重な動植物の生息地であり、かつ水源涵養、土砂崩壊防止、保水など、治水や防災上重要な機能を担う森林を擁することから、積極的に保全を図るとともに、間伐、下刈などの施業を行い、森林の環境維持に努めます。
- ・山地部の豊かな自然を享受できる自然公園や散策路などの維持管理・老朽化改修・充実を図り、自然と触れ合う機会・空間を創出するとともに、観光資源として積極的にPRし、自然体験型のレクリエーションや観光施設として活用します。

② 身近な緑の保全・活用

- ・身近な丘陵地の自然環境や、「佐賀の名木・古木」に指定された樹木など市内各所に見られる社そう林などについては、都市の風致を形成する重要な緑であり、保全を図ります。
- ・身近な緑については、青少年育成会や緑の少年団などによる自然体験学習や研修活動など、環境学習の場としての活用を図ります。

③ 水辺空間の保全・活用

- ・祇園川や牛津江川、牛津川などの河川については、市民との協働のもとに水質の保全と河川敷の緑地の保全を図ります。
- ・天山山麓にある滝々や、「ふるさといきもの里百選」のゲンジボタルの舞う祇園川や晴気川などの清流を保全し、レクリエーションや観光資源として、今後も活用を図っていきます。
- ・ムツゴロウやシオマネキをはじめとする多様な生物が生息する貴重な干潟がある六角川の河口から有明海にかけては保全し、干潟体験場を活用した環境学習や体験型レクリエーションの場として活用を図ります。
- ・祇園川や嘉瀬川、牛津川、牛津江川、六角川については、既存の水辺環境を活かし、親水性が高く、休息や健康づくりにも利用できる水と緑のネットワーク形成を図ります。
- ・市街地や田園を流れる水路は、水質保全と身近な水辺空間として見直し、活用については市民とともに検討していきます。

④ 農地の保全・活用

- ・平野部に広がる優良な農地は、営農環境の充実や後継者対策を支援しつつ、重要な産業基盤であるとともに、ふるさとの景観や防災など重要な役割を持つゾーンとして保全を図ります。
- ・天山山麓に形成された棚田については、「日本の棚田百選」「全国農村景観百選」にも選ばれた本市が誇る風景のひとつであることから、観光資源としても活用し、後世に残していくための方策を検討します。
- ・田植えや稲刈りなどの体験学習や、食育の推進などについても、営農者など地域住民の協力のもとに進めていきます。

(2) 都市環境形成の方針

①河川・水路などの水質の保全

- ・河川や水路、ひいては有明海の水質保全のため、地域ごとの人口や地理的な条件などに合わせて、公共下水道事業や農業集落排水事業、合併処理浄化槽整備事業による整備を計画的に推進します。
- ・施設の効率的な運用に向け、下水道計画の見直しを図ります。
- ・河川や水路などにおいて、治水計画との整合などがとれる区間については、多自然型護岸などの活用を推進し、自然が本来もつ浄化能力の回復に努めます。
- ・市民との協働により、河川や水路の清掃や、アドプトプログラムの導入による維持管理活動を進めます。

②環境負荷の少ない社会の構築

- ・環境負荷の少ない都市活動を支えるために、小城市立地適正化計画に基づき都市機能誘導区域に都市機能の適正な配置や、歩行者・車椅子利用者・自転車などにやさしい道路の整備を推進します。
- ・企業活動や市民の日常生活において、4R や省エネルギー運動などが普及・定着するよう、広報・意識啓発や、推進団体の育成及び活動支援などのサポートを行います。
- ・自家用車に過度に依存しなくても生活できるよう、公共交通の利便性向上と利用促進を図ります。
- ・小城市版健康都市宣言「おぎ ARK 宣言」の浸透を図ることにより、近距離移動は徒歩移動を選択するなど、CO²削減に向けた取組を推進します。
- ・自然や田園環境を保全するとともに、市街地部を中心として公共施設や民有地の緑化を推進します。
- ・多久市と共同で整備した可燃ごみ焼却施設（クリーンヒル天山）を活用し、広域のごみ処理・リサイクルを推進するとともに、リサイクルについては小城市廃棄物中継センターを活用し推進します。
- ・分別排出の徹底に向けて、分別収集体制の充実や、広報・啓発活動を推進します。
- ・ごみの不法投棄を抑止するため、監視・指導体制の強化や適正処理対策を行うとともに、市民の意識向上に努めます。
- ・下水道整備の進捗を勘案し、策定中の広域連携計画に基づき、し尿収集・処理体制の充実を図ります。

(3) 公園・緑地の整備方針

①地区の核となる公園の整備・活用

- ・小城公園は、「さくら名所百選」や「日本の歴史公園百選」にも選出された中心市街地に位置する本市の代表的な公園でもあり、一層の施設の充実や、アクセス性の向上など、利活用しやすい環境づくりを進めます。
- ・牛津総合公園については、スポーツ・レクリエーションをはじめとする施設の維持・活用を図っていきます。
- ・三日月ふれあい公園については、適正な管理に努め、地域のレクリエーションの核としての機能維持や、イベントなどで活用を図っていきます。
- ・ムツゴロウ公園については、有明海の自然を活かした海浜レクリエーションの場として、周辺施設と連携しながら活用を図っていきます。

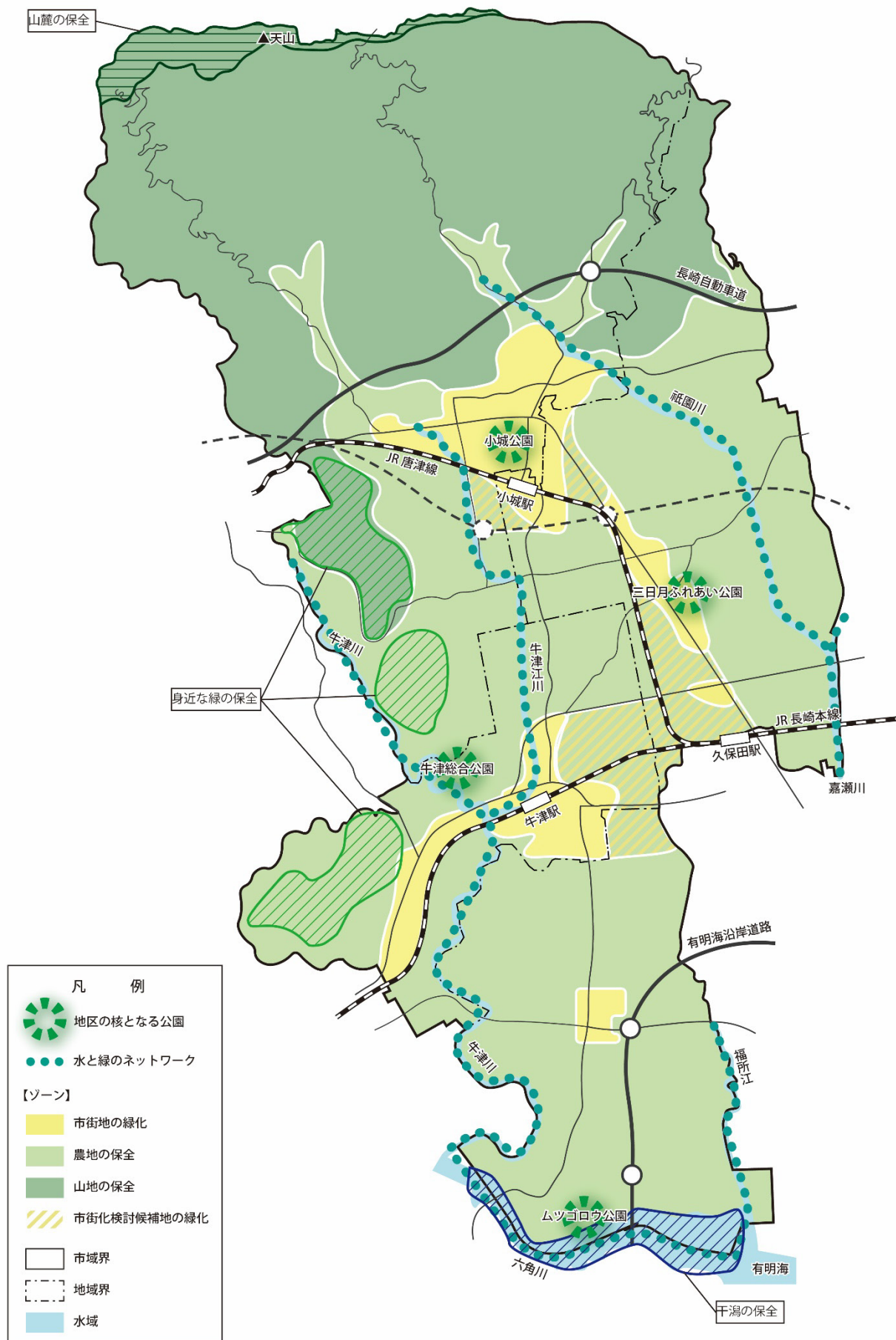
②身近な公園などの整備・活用

- 市街地や集落内において、既存施設の集約や更新を検討し、地域住民の交流や憩いの場、子ども達の遊び場となる身近な公園の整備を図ります。
- 既存のグラウンドや農村公園などの身近な公園については、老朽化した施設・設備の改修を行うとともに、アダプトプログラムの導入などにより地域住民と協働による維持管理を進めます。
- 自然を活用し、心の癒しや健康など多様なレクリエーション需要に対応する公園の維持・活用を図ります。

③市街地内緑化の推進

- 公共施設をはじめ、住宅地などの民有地の緑化を推進するとともに、花づくり運動など公共空間の緑化運動を市民とともに促進し、緑豊かな市街地の形成を図ります。
- 主要な幹線道路、駅、公共施設周辺の通りについては、市の木である桜や地域の特性に合った街路樹の整備を進めつつ、沿道住民との協働による快適な歩行者空間や緑地帯の形成を図ります。
- 市街化検討候補地においては、新たな開発により環境に悪影響を与えないよう、市街化が確実にになった段階で、民有地の緑化を推進するとともに、花づくり運動など公共空間の緑化運動を市民とともに促進し、緑豊かな市街地の形成を図ります。

■環境の保全、整備方針図



4. 景観形成の方針

○景観形成の基本方針

豊かな自然や田園に恵まれた本市は、いにしへの時代から人々が暮らし、城下町や宿場町などとして栄えてきた都市であり、深川家住宅、牛津赤れんが館などの歴史資源や、清水の滝や藤隠の滝、棚田や桜の名所の小城公園などの景観資源を数多く有しています。

本市が持つ多彩な歴史・景観資源を保全し、うるおいある都市景観や美しい自然景観の形成を図るとともに、これらの豊富な資源の活用による交流人口の拡大を目指すため、以下の方針に基づいて、魅力と彩りのある景観形成を推進します。

景観形成の方針

●豊富な自然を活かしたうるおいのある景観の保全・形成

水と緑からなる豊かな自然や田園を活かし、生活にゆとりとうるおいある都市景観の形成を図るとともに、郷土の美しい都市・自然景観の保全・形成を推進します。

●歴史資源を活かした落ち着きと風格あるまちなみの形成

城下町や宿場町の歴史的な通りや建造物などを守り活かし、住む人が誇りに思え、人々が訪れたいくなる落ち着きと風格あるまちなみづくりを推進します。

●市民・事業者・行政による景観まちづくりの推進

多彩な歴史・景観資源を活かした、本市らしい景観づくりを円滑に進めるために重要な仕組みづくりを市民・事業者・行政が協働して推進します。

(1) 景観形成の方針

①歴史的資源を活かした景観の保全・形成

- ・城下町として歴史的なまちなみが残る小城地域では、景観計画の策定による景観重点整備地区の設定も検討しながら、歴史的な趣あるまちなみの保全・形成を図ります。
- ・小城地域については、桜の名所としても知られる小城公園や、多くの学校が集まる文教のまちでもあることから、花と緑豊かなうるおいのあるまちなみの保全・形成を図ります。
- ・長崎街道の宿場町としての面影や、赤れんが館などの歴史的な資源が存在する牛津地域では、景観計画の策定による景観重点整備地区の設定も検討しながら、これらを活かしたまちなみの保全・形成を図ります。
- ・市内随所に見られる歴史的・文化的資源を活かすため、「屋根のない博物館構想」に基づき、文化財などの説明板やサインの整備などを推進します。
- ・千葉城跡や寺社、川と緑など良好な景観を有する千葉公園一帯については、自然や建造物などが一体的となった景観保全の方策を検討します。
- ・都市計画道路小城駅千葉公園線及び都市計画道路唐津小城線の沿道について、商業事業者や市民とともにまちなみ景観づくりを推進します。
- ・酒蔵や町屋などの歴史的建造物の保存・修復と活用を図るとともに、水路や樹木など歴史とうるおいを感じさせる地域の資源を活かしたまちなみ整備を図ります。
- ・羊羹や清酒、鯉など、地域の特産品と連携したまちのイメージづくりを、事業者とともに推進します。

②自然や田園などを活かした景観の保全・形成

- ・都市の風致を形成している天山山系の豊かな緑を保全するとともに、緑と調和した美しいまちなみ景観の保全・形成を図ります。
- ・市街地周辺に位置する里山や社そう林などのまとまった緑は、「佐賀の名木・古木」の指定などにより、地域の風致を形成している美しい景観として保全・形成を推進します。
- ・市街地内を流れる祇園川や晴気川などの河川沿いでは、親水空間の整備や適正な植栽の整備などにより、水と緑からなる美しい水辺景観の形成を促進します。
- ・六角川河口から有明海にかけては、干潟などの良好な自然景観の保全を図ります。
- ・平野部に広がる優良な農地や水路、農家住宅などからなる美しい田園景観の保全を図るとともに、山あいに残る貴重な棚田による美しい景観の維持・保全に努めます。
- ・市街地周辺の丘陵地などや千葉公園周辺の自然と調和した本市固有の歴史的景観を後世に継承するため、景観計画の策定を検討し、緑と調和した土地利用及び建築意匠・色彩のあり方や景観重点整備地区などの設定による景観の保全を検討します。

③公共空間における景観形成

- ・JR小城駅周辺やJR牛津駅周辺など、まちの玄関口となる地区については、本市の顔となる風格と魅力ある景観の形成を図ります。
- ・JR小城駅前の本町通り（県道小城牛津線）では、街路事業に併せて建築協定を活用した景観保全を促進し、沿道の建物と一体となったメインストリートにふさわしいまちなみ景観の形成を図ります。
- ・拠点地区など、多くの人々が訪れ景観形成が必要な地区における建築物や工作物については、景観計画の策定を検討する中で、地域の特性や周辺地域との調和に配慮した色彩や形態・意匠などの誘導により、良好な景観の形成を図ります。
- ・景観計画の策定を検討する中で、幹線沿道地域における調和のとれた通り景観の形成、閑静な住宅地のまちなみ形成など、それぞれの地域の特性に応じ、適正に建築物や屋外広告物の規制・誘導を行い、美しい地域景観の形成を図ります。
- ・良好な景観が形成されている地区や、今後景観形成を図っていく必要がある地区については、景観計画の策定を検討する中で景観重点整備地区の設定や地区計画制度、緑化協定制度などを活用し、美しいまちなみの形成を図ります。

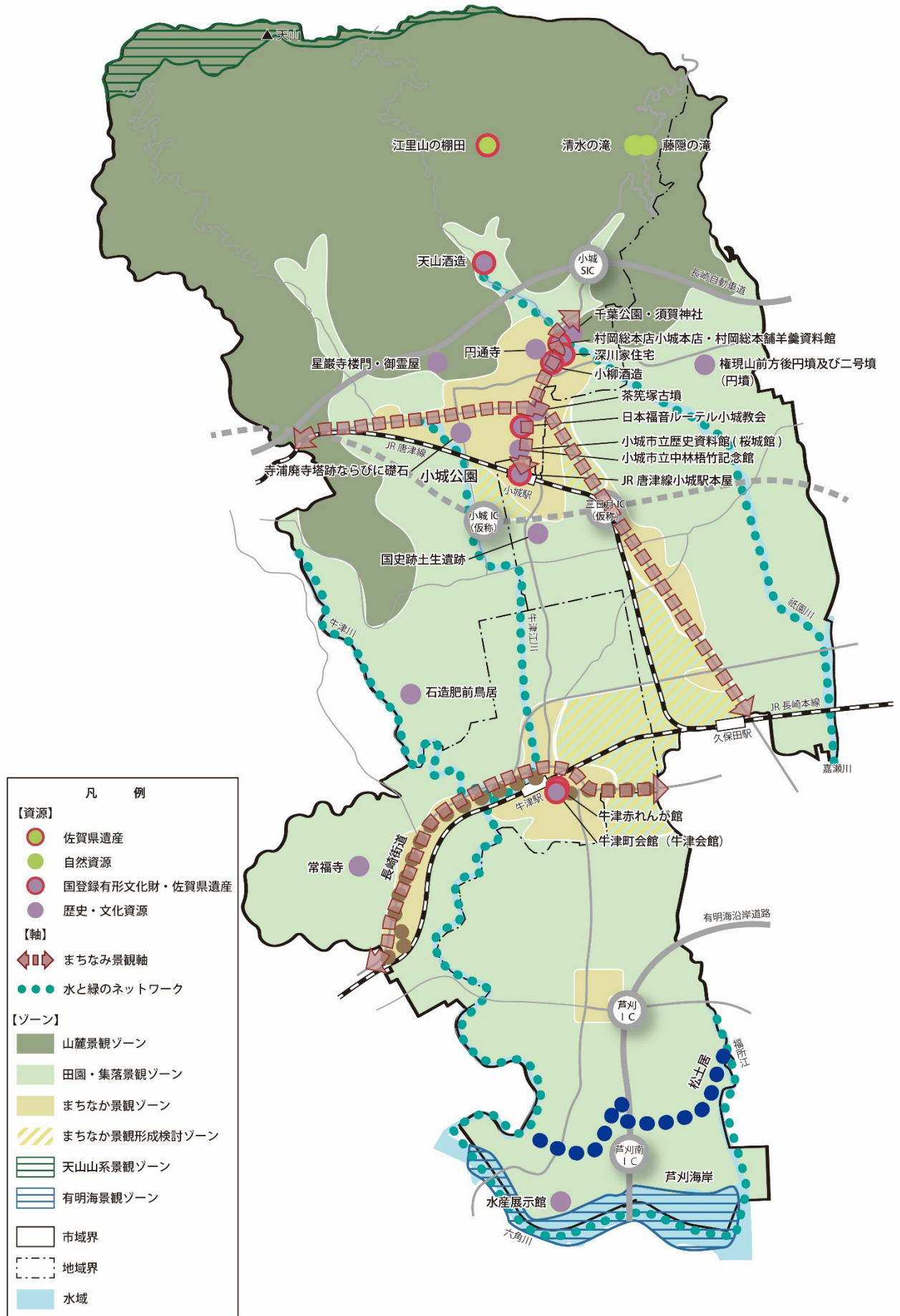
④新たな市街地における景観形成

- ・まちなみ景観形成検討ゾーンにおいては、新たな開発により景観が阻害されないよう、市街化が確実に進んだ段階で、景観形成に向けた各種制度を活用し、良好なまちなみ景観の形成を図ります。

⑤協働による景観形成の推進

- ・協働による景観形成を図るため、市民・事業者・行政職員などに対して、本市固有の魅力や価値を理解してもらい、意識醸成を図ることで、持続的な景観まちづくりを推進します。

■ 景観形成方針図



5. 安全・安心なまちづくりの方針

○安全・安心なまちづくりの基本方針

本市は、天山から広大な佐賀平野を経て有明海に至る変化に富んだ地形であり、土砂災害や河川の氾濫など様々な自然災害の発生の危険を有しています。台風の進路にあたることも多く、令和元年8月、令和3年8月には豪雨による大規模な浸水被害を受け、さらには、近年全国各地で災害が頻発化・激甚化していることなどからも、大規模な災害が絶対に起きないとは言い切れません。

また、全国的に凶悪な犯罪が多発する中で、日常生活における安全の確保も重要な課題であり、真に住みよいまちとするためには、子どもや高齢者、障がい者などを含む全ての人が安全で安心して暮らせる社会が求められています。

災害の発生をできるだけ抑制するとともに、災害が発生した場合の被害を最小限にとどめることを目指した安全で安心に暮らせるまちをつくるために、以下の方針に沿った取組を推進します。

安全・安心なまちづくりの方針

○災害が起こりにくい・災害に強いまちの形成

大雨などによる土砂災害や広範囲に想定されている河川氾濫による市街地浸水などの自然災害の発生抑制や被害を低減させるための事業の推進や、保水機能を有する森林の保全を図るとともに、災害が発生した場合の避難や救助活動を確実にするなど、災害に強いまちの形成を図ります。

○地域力による防災・防犯の推進

災害発生時の初動や情報の伝達、避難の際には地域住民による協力体制が極めて重要であり、更にした防災ハザードマップの周知・活用に努め、日頃の備えを促進します。

また日常的な地域の見回りや声かけ活動などは、災害や犯罪の発生の抑止に有効であることから、地域のコミュニティの維持と強化を支援し、自助・共助・公助の役割による地域防災力を高めます。

○全ての人が安心して住み続けられるシステムの確立

子育て世代から高齢者、障がい者など全ての人が安心して住み続けることができるよう、福祉施設の充実や施設との移動手段の確保、公共施設のユニバーサルデザイン化などを進めます。

(1) 災害の発生抑制と災害に強いまちづくりの方針

①災害発生の抑制

- ・急傾斜地崩壊防止対策事業や砂防事業などの推進により、土石流やがけ崩れなどの発生抑制に努めます。
- ・低地などにおける洪水を防止するため、河川の堤防の強化や河道の浚渫など、計画的な河道の整備による治水機能の向上を促進します。
- ・山地・丘陵地の保水能力確保と土砂流出防止のため、保安林をはじめとする森林の保全を図ります。
- ・牛津地域の浸水対策や、芦刈地域の高潮対策など、地域の特性に応じた災害抑制策を推進します。
- ・小城市立地適正化計画において設定した居住誘導区域においても広い範囲で浸水が想定されており、現に災害も発生しているため、災害リスクの分析や防災・減災対策の取組方針、対応策などを検討する防災指針の策定を推進します。

-
- ・六角川水系の被害の軽減に向けた治水対策を促進するため、遊水地などの洪水調整施設の整備を国や県に働きかけます。

②災害に強いまちづくり

- ・災害時の避難場所となる身近な公園などの整備を推進するとともに、防災上重要な公共施設及びその周辺の建築物の耐震化や不燃化を促進します。
- ・老朽建築物や旧耐震基準による建築物について、耐震診断の実施や耐震改修などを促進します。
- ・消防水利施設の充足や更新を図るとともに、消防団員の確保など防災組織の活性化を促進します。
- ・更新した防災ハザードマップの活用や自治会活動を通して、災害危険箇所や避難場所の周知を図るとともに、防災意識の啓発や自主防災組織の育成、地区防災マップの作成支援に努めます。
- ・狹隘道路や行き止まり道路の解消など、避難や消火活動、救助活動のためのルートの確保に向けた道路整備を推進します。
- ・防災行政無線や災害情報など配信サービス、HP、SNSなどによる災害情報の発信を活用するとともに、本市の情報アプリ おぎおぎ OgiOgiの登録を推進するなど、災害緊急時の情報伝達が迅速かつ正確になされるよう、ハード・ソフト両面のシステムづくりを図ります。
- ・災害に強いライフラインの整備を推進するとともに、被災施設の早期復旧を可能とするシステムの導入を図ります。

③被災後の復興に向けた事前準備の推進

- ・災害発生後において、早期かつ的確な復興まちづくりに着手できるよう、復興体制や復興手順の検討など、復興事前準備を推進します。
- ・復旧・復興まちづくりサポーター制度の活用など、先導的な取組を実施している地方公共団体との情報共有などの連携を実施することにより、取組の質の向上を図ります。

(2) 地域防災・防犯に関する方針

- ・災害時の迅速な消火、救助、避難活動に対応するため、防災訓練などを活用しつつ、地域毎の自主防災組織の組織化を促進します。
- ・警察や防犯協会などの関係機関・団体との連携による防犯教室の実施や防犯カメラ設置支援などにより、防犯意識の啓発を図ります。
- ・防犯パトロールや子ども110番の強化、「ながら見守り活動」の促進など、地域の自主的な安全活動を促進します。
- ・犯罪が起きにくい環境づくりのため、地元地区と連携しながら、防犯灯の設置を推進します。

(3) 安全・円滑な移動を可能にするまちづくりの方針

- 幹線道路などにおける歩道の設置、カラー舗装による自転車道との区分などにより、歩行者が安全に通行できる道路環境の整備に努めます。
- 高齢者や障がい者、ベビーカーや車椅子利用者などの通行を妨げないよう、段差の解消や障害物の除却など、歩道のバリアフリー化を推進します。
- 公共施設などの公共空間では、誰もが安全かつ円滑に利用できるよう、スロープや手すり、エレベーター、障がい者用トイレ、誘導表示などを設置します。
- 子供や高齢者、障がい者も安心して外出・移動ができるよう、幹線道路などの歩道整備や公共施設のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、公共交通の維持・充実を促進します。
- 視覚障がい者が安全に道路を横断できるよう、音の出る信号機の設置を推進します。